

年金積立金の運用に関する意見書（案）

公的年金は高齢者世帯の収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入のみで生活している。また、都道府県のうち、特に高齢化率の高い県の県民所得の約17%、家計の最終消費支出の約20%を占めるなど、公的年金は老後の生活保障の柱である。

こうした中、政府は、成長戦略である日本再興戦略等において、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、株式等のリスク性資産の割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、本年10月、GPIFは、運用における国債の比率を引き下げ、国内株式の比率を引き上げるポートフォリオの変更を発表した。

これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用から、リスク性資産の割合を高める運用への変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、年金積立金に損害が生じた場合、被保険者・受給者が被害を受ける危険性がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 年金積立金については、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うこと。
- 2 年金積立金の運用については、確実性を考慮し、株式の運用の倍増をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		